

# 富里市障害者福祉団体活動補助金交付要綱

(平成19年3月30日告示第71号)

改正	平成20年4月23日告示第93号	平成22年1月26日告示第11号
	平成25年3月25日告示第53号	平成28年3月31日告示第106号
	平成29年3月16日告示第32号	平成31年3月29日告示第85号
	令和4年3月18日告示第34号	令和5年3月14日告示第30号

(趣旨)

第1条 この要綱は、市民が安心していきいきと暮らすため、障害者福祉団体等に対し、障害者及び障害児（以下「障害者等」という。）がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことに寄与する事業に要する経費について、予算の範囲内において富里市補助金等交付規則（平成19年規則第10号）及びこの要綱に基づき補助金を交付する。

(対象経費等)

第2条 対象経費及び補助額は、別表のとおりとする。

2 一つの障害者福祉団体等につき補助する額は、年間150,000円を限度とする。

3 前項の規定にかかわらず、補助を受けようとする事業を行う者（法人その他の団体にあつては、その役員等（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者、相談役、顧問その他の実質的に当該団体の経営に関与している者又は当該団体の業務に係る契約を締結する権限を有する者をいう。以下同じ。））が次の各号のいずれかに該当する者であるときは、当該事業は補助対象とならない。

(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

(2) 次のいずれかに該当する行為（イ又はウに該当する行為であつて、法令上の義務の履行としてするものその他正当な理由があるものを除く。）をした者（継続的に又は反復して当該行為を行うおそれがないと認められる者を除く。）

ア 自己若しくは他人の不正な利益を図る目的又は他人に損害を加える目的で、情を知って、法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員を利用する行為

イ 暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら、暴力団員又は暴力団員等が指定した者に対して行う、金品その他財産上の利益若しくは便宜の供与又はこれらに準ずる行為

ウ 市の事務又は事業に関し、請負契約、物品を購入する契約その他契約の相手方（法人その他の団体にあつては、その役員等）が暴力団員あることを知りながら、当該契約を締結する行為

(3) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者  
(暴力団密接関係者)

第2条の2 規則第20条第1項第3号の市長が定める者は、前条第3項第2号又は第3号に該当する者（補助事業を行う者が法人その他の団体である場合にあつては、その役員等が同項各号のいずれかに該当する法人その他の団体）とする。

(交付の申請)

第3条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、当該補助事業の着手日の翌日から起算して30日以内に、富里市障害者福祉団体活動補助金交付申請書（別記第1号様式）を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる事項を記載した書類を添付しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 前年度決算書
- (4) 団体規約及び役員名簿等

(交付決定)

第4条 市長は、補助金の交付の申請があつたときは、当該申請に係る書類等を速やかに審査し、交付の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の場合において必要があるときは、補助金の交付の申請に係る事項につき修正を加えて補助金の交付の決定をすることができる。

(決定の通知)

第5条 市長は、補助金の交付の決定をしたときは、速やかにその決定の内容及びこれに条件を付した場合には、その条件を富里市障害者福祉団体活動補助金決定・却下通知書（別記第2号様式）により申請者に通知するものとする。

(補助事業の変更等)

第6条 申請者は、補助金の交付決定後、補助事業の内容を変更し、又は中止

し、若しくは廃止しようとするときは、速やかに富里市障害者福祉団体活動補助金変更・中止（廃止）承認申請書（別記第3号様式）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更で市長が認める場合はこの限りではない。

2 市長は、前項による申請があったときは、速やかに審査し、変更の承認の可否を決定し、富里市障害者福祉団体活動補助金変更・中止（廃止）承認・却下通知書（別記第4号様式）により申請者に通知するものとする  
（実績報告）

第7条 申請者は、補助事業が完了したとき、又は補助事業の廃止の承認を受けたときは、その完了した日から30日以内に補助事業の成果を記載した富里市障害者福祉団体活動補助金実績報告書（別記第5号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に報告しなければならない。

- (1) 収支決算書
- (2) 事業報告書

2 補助金の交付の決定に係る会計年度が終了した場合も、前項と同様とする。  
（補助金の額の確定等）

第8条 市長は、前条の実績報告を受けた場合は、当該報告に係る書類の審査等により、補助事業の成果が補助金交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであると認めるときは、交付すべき額を確定し、富里市障害者福祉団体活動補助金交付確定通知書（別記第6号様式）により、申請者に通知するものとする。

（請求の手續）

第9条 申請者は、交付の確定を受けた場合は、速やかに富里市障害者福祉団体活動補助金請求書（別記第7号様式）を市長に提出するものとする。

（概算払の請求手續）

第10条 事業完了前に補助金を必要とする場合は、申請者は決定額の範囲内で概算払の請求をすることができる。請求に当たっては、富里市障害者福祉団体活動補助金概算払請求書（別記第8号様式）を市長に提出するものとする。

（決定の取消し）

第11条 市長は、申請者が補助金等の他の用途への使用をし、その他補助事業等に関し補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件その他法令等又はこれに基づく市長の処分違反したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金等の額の確定があった後においても適用があるものとする。

(補助金の返還)

第12条 市長は、補助金の交付の決定を取消した場合において、補助事業の当該取消に係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

2 市長は、補助事業に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

3 市長は、前2項の返還の請求に係る補助金で、やむを得ない事情があると認めるときは、申請者の申請により、返還の期限を延長し、又は返還の命令の全部若しくは一部を取り消すことができる。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成19年4月1日から施行する。

(失効)

2 この告示は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

附 則 (平成20年4月23日告示第93号)

この告示は、公示の日から施行し、改正後の富里市障害者福祉団体活動補助金交付要綱の規定は、平成20年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則 (平成22年1月26日告示第11号)

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年3月25日告示第53号)

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月31日告示第106号)

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年3月16日告示第32号)

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年3月29日告示第85号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則 (令和4年3月18日告示第34号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則 (令和5年3月14日告示第30号)

この告示は、公示の日から施行する。ただし、第34条の規定は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

対象経費区分		補助率	限度額
1 地域福祉の増進に関するもの	(1) 消耗品	1/2	20,000 円
	(2) 燃料費		
	(3) 通信運搬費		
	(4) 印刷製本費		
2 障害者の健康増進及びその擁護者の精神衛生に関するもの	(1) 旅費	1/2	50,000 円
	(2) 消耗品		
	(3) 食糧費（ただし、市長が必要と認めたものに限る。）		
	(4) 印刷製本費		
	(5) 施設使用料		
	(6) 備品購入費		
	(7) 参加負担金		
	(8) 保険加入料		
3 障害者の社会参加及び地域理解に関するもの	(1) 消耗品	1/2	20,000 円
	(2) 印刷製本費		
	(3) 通信運搬費		
4 障害者福祉政策の理解普及に関するもの	(1) 旅費	1/2	30,000 円
	(2) 消耗品		
	(3) 参加負担金		
5 バス賃借に関するもの（ただし、公益社団法人日本バス協会による貸切バス事業者安全性評価認定制度の認定事業者に限る。）	賃借料	1/2	50,000 円

別記

第1号様式（第3条第1項関係）

年 月 日

富里市長 様

申請者 団体名  
会 長

印

富里市障害者福祉団体活動補助金交付申請書

下記のとおり 年度富里市障害者福祉団体活動補助金の交付を受けた  
いので、富里市障害者福祉団体活動補助金交付要綱第3条第1項の規定により、  
関係書類を添えて申請します。

記

1 補助金の申請額 円

概算払の交付請求の有無 有・無

概算払を受けたい時期及び金額			
月	月	月	月
円	円	円	円
概算払を受けよ うとする理由			

\*概算払を受けたい場合は、資金収支計画書を添付すること。

2 事業計画書（別紙）

3 収支予算書

4 前年度決算書

(別紙)

事業計画書

対象経費区分		実施完了(予定) 年月日	
事業内容			
事業実施による効果			
事業費			

※ 対象経費区分ごとに、記載してください。

指令第 号  
年 月 日

様

富里市長



富里市障害者福祉団体活動補助金決定・却下通知書

年 月 日付けで申請のあった富里市障害者福祉団体活動補助金交付申請については、富里市障害者福祉団体活動補助金交付要綱第5条の規定により、下記のとおり交付額を決定・却下したので通知します。

記

1 交付決定額 円

概算払による交付額

交付時期	月	月	月	月
交付金額	円	円	円	円

※ 概算払の決定を受けた場合は、補助金交付要綱第10条に規定する富里市障害者福祉団体活動補助金概算払請求書を市長に提出してください。

2 交付の条件又は却下の理由



第3号様式（第6条第1項関係）

第 年 月 日 号

富里市長 様

申請者 団体名  
会 長

㊟

富里市障害者福祉団体活動補助金変更・中止（廃止）承認申請書

年度において、（団体名）の事業を下記のとおり実施したいので、富里市障害者福祉団体活動補助金交付要綱第6条第1項の規定により承認を申請します。

記

追加交付申請額 円  
既交付決定額 円  
補助金変更後所要額 円

対象経費区分		実施完了(予定)年月日	
変更理由			
変更後事業内容			
事業実施による効果			
変更前事業費			
変更後事業費			
概算払の有無	有・無		
有の場合	既受入済額	月	月
	円	円	円

\*概算払を受けたい場合は、資金収支計画書を添付すること。

指令第 号  
年 月 日

様

富里市長



富里市障害者福祉団体活動補助金変更・中止（廃止）承認・却下通知書

年 月 日付けで申請のあった富里市障害者福祉団体活動補助金変更・中止（廃止）承認申請については、富里市障害者福祉団体活動補助金交付要綱第6条第2項の規定により、下記のとおり変更・中止（廃止）を承認・却下したので通知します。

記

1 交付変更決定額 円

変更・中止（廃止）後の概算払による交付額

交付時期	既交付済額	月	月	月	月
交付金額	円	円	円	円	円

※ 概算払の決定を受けた場合は、補助金交付要綱第10条に規定する富里市障害者福祉団体活動補助金概算払請求書を市長に提出してください。

2 交付の条件又は却下の理由

第5号様式（第7条第1項関係）

年 月 日

富里市長 様

申請者 団体名  
会 長

㊞

富里市障害者福祉団体活動補助金実績報告書

年 月 日付け 指令第 号で交付決定された補助事業が完了したので、富里市障害者福祉団体活動補助金交付要綱第7条第1項の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

- 1 補助金の交付決定額 円
- 2 補助事業の成果
- 3 補助事業の実績
- 4 補助事業の期間 年 月 日～ 年 月 日

第6号様式（第8条関係）

達第 号  
年 月 日

様

富里市長

印

富里市障害者福祉団体活動補助金交付確定通知書

年 月 日付け 指令第 号で交付決定した富里市障害者福祉団体活動補助金については、富里市障害者福祉団体活動補助金交付要綱第8条の規定により、下記のとおり交付額を確定したので通知します。

記

交 付 確 定 額 円

第7号様式（第9条関係）

年 月 日

富里市長 様

申請者 団体名  
会 長

印

富里市障害者福祉団体活動補助金請求書

年 月 日付け 達第 号をもって補助金の交付確定のあった  
年度富里市障害者福祉団体活動補助金を富里市障害者福祉団体活動補助  
金交付要綱第9条の規定により下記のとおり請求します。

記

交付確定額 金 円

既概算払交付額 金 円

今回請求額 金 円

年 月 日

富里市長 様

申請者 団体名  
会 長

印

富里市障害者福祉団体活動補助金概算払請求書

年 月 日付け 指令第 号をもって補助金の交付決定のあ  
った 年度富里市障害者福祉団体活動補助金を富里市障害者福祉団体活動  
補助金交付要綱第10条の規定により下記のとおり請求します。

記

補助金交付決定額 ①		円
既 交 付 済 額 ②	年 月 日	円
	年 月 日	円
	年 月 日	円
	計	円
今 回 請 求 額 ③		円
補助金交付決定額との差額 ①－②－③		円

注 既交付済額には、既に概算払を行っている場合、その交付年月日及び交付金額を記入してください。